

公益社団法人葛飾法人会 部会規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人葛飾法人会（以下「この法人」という。）定款第37条の規定に基づき、部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の設置)

第2条 この法人の部会は、別表に掲げる青年部会、女性部会を設置する
2 必要に応じ理事会の承認を得て、他の部会を置くことができる。

(事業の分掌)

第3条 部会は、この法人が定款第4条の事業を行なうに当たり、別表に掲げるところより業務の分掌をする。
2 部会は、この法人の目的に適った事業を自主的かつ積極的に推進するものとする。

(部会の構成)

第4条 部会は、次の者をもって構成する。
(1) 部 会 長 1名（この法人の理事となる）
(2) 副部会長 2名以上8名以内（うち1名はこの法人の理事となる）
(3) 会 計 2名以内
(4) 幹 事 2名以上20名以内
(5) 監査(会計監査) 2名以内
(6) 部会員
2 部会長は、部会役員の互選により選任し、会長がこれを委嘱する。
3 副部会長は部会役員の互選により選任し、部会長がこれを委嘱する。
4 構成員のうち、部会役員は、第1項第1号から第5号の者とする。
5 部会員は、この法人の正会員及び賛助会員とする。

(部会役員の任期)

第5条 部会役員の任期は、選任後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する部会の総会の終結のときまでとする。

(部会役員の職務)

第6条 部会長は、部会を代表し、部会の会務を総理する。
2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
3 幹事は、部会長の指示により、部会の事業執行の任に当たる。
4 監査は部会業務および会計の監査を行う。

第2章 会 議

(会議の種類)

第7条 部会の会議は、総会および役員会とし、部会長が部会員または部会役員を招集する。

(会議の議長)

第8条 すべての部会の議長は、部会長をもってこれにあたる。

(部会総会)

第9条 部会総会は通常総会と臨時総会とし、いずれも部会員の全員をもって組織する。

(部会総会の開催および招集)

第10条 通常総会は毎年1回事業年度終了後3カ月以内に開催する。

(会議の議事)

第11条 会議の決議は出席者の過半数で定め、可否同数の場合は部会長の決すること
ろによる。

第3章 会 計

(会計)

第12条 部会の予算および決算は、事業計画および事業報告と共に理事会に報告し、
その承認を得なければならない。ただし会費を徴収しない部会はこれに該当しない。

2 部会の会計年度は1年とし、4月1日より3月31日とする。

第5章 雑 則

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規定は、平成28年3月17日から施行する。

別表 部会の職務分掌

| 部会名 | 分 掌 業 務 |
|------|--|
| 青年部会 | <p>青年経営者(経営に参画する者を含む)及び経営に携わる50歳までの者で、本部会の趣旨に賛同するものを以って組織する。</p> <p>(目的) この法人の定款に定める目的に従って法人会活動を推進すると共に、次代経営者の育成並びに会員相互の親睦を図ることを以って目的とする。</p> <p>(事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、法人会活動を活発化するため組織の拡充、体質の強化に努めるほか積極的に支部・地域事業部活動に参加し、この法人の活動を支援する。 2、税務および経営知識の向上を図るため、講習会、研修会を開催する。 3、会員企業の健全な発展を目指して、講演会、懇親会を開催する。 4、その他会員企業の相互啓発を促進し、協調と連帯を深めるため各種事業を行う。 |
| 女性部会 | <p>この法人に在籍している女性層でこの法人の趣旨に賛同するものを以って組織する。</p> <p>(目的) この法人の定款に定める目的に従って、部会員相互の親睦を図り、円滑な税務行政の確立に寄与し、企業経営者の健全な発展と地域社会に貢献することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、法人会活動を活発化するため組織の拡充、体質の強化に努めるほか積極的に支部・地域事業部活動に参加し、この法人の活動を支援する。 2、税務および経営知識の向上を図るため、講習会、研修会を開催する。 3、会員企業の健全な発展を目指して、講演会、懇親会を開催する。 4、その他会員企業の相互啓発を促進し、協調と連帯を深めるため各種事業を行う。 5、税に関する絵はがきコンクールの開催。 |